

た時、河流を一筋に疏通した。その小橋を一に道安橋と稱するは、小橋天神の社僧道安が橋側に住んでゐた故である。又香林坊橋と稱するは、高野山の宿坊光林坊が此の附近に在つた爲であるが、後藩侯の諱を避けて香林坊に改めたのである。この説は別項香林坊氏の所傳と一致しない。

コウレンジ 光蓮寺 河北郡木越に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治二年寺號を公稱した。

ゴウロク 合鹿 鳳至郡上町野郷に屬する部落。能登名跡志に、『合鹿村は三ヶ所に分れて、概舎とて山の中に散村あり。五輪ありて古塚なり。又田中といふ散村に、福照寺（福正寺）とて一向宗の大寺あり。』と見える。

ゴウロクワン 合鹿院 鳳至郡合鹿で製したものの。元祿の産物書上には『合鹿村木地挽申候。』とあり、舊時越中魚津の角善左衛門が合鹿に移住し、轆轤細工を初めたに起るともいはれ、椀・捏鉢・柄杓等を造つた。その椀は直径七寸に及び、田植又は法會に用ひられたが、明治末期から製造者がなくなつた。

コウワカ 幸若 前田利家の時には幸若の舞大夫を祿してあつたと見える。羽咋郡押水庄上田村に舞々三郎太夫があつて、承應二年三月利常は之に居屋敷三百五十歩及び諸役免除の判物を與へたが、その番中に天正先判の旨に任せとあるから、三郎太夫の祖先が利家に祿せられて居たことが知られる。次いで利長が慶長十年老を富山城に養うた時の士帳に、舞々武右衛門の名に見えるのは、亦幸若であつたらう。利常は殊にこの舞曲を賞した。が、寛永中江戶辰口の邸で、井上清兵衛が

有澤太郎左衛門を殺害した後、一夜幸若を語らせたが、その時世子光高、太郎左衛門の弟孫作を召し、八島の曲は孫作に聞かむるに忍びずとて、盃を賜うて落涙したとある。但しこの幸若の名は知れぬのみならず、所傳の内容には多少の異説もある。光高の時には亦幸若を業とするものに伊藤八右衛門・伊藤八左衛門があつて、侯は屢之を召したが、その卒後扶持を失うて、八左衛門は死し、八右衛門は他國に流浪し、後歸つて畿かに長氏の扶持を得た。又利常の菟裘小松に於いては幸若九左衛門・小四郎父子があつて毎夜侯の就寢前之を演ずるを例とし、萬治元年侯の俄かに薨じたのも、九左衛門が演奏の終つた後であつた。山本基府の夜話録に小左衛門に作つてゐるのは、この九左衛門のことであらう。

然るに九左衛門も利常薨後は祿を失ひ、天和中には道心者となつて他の門戸に立つたといはれる。この種の藝人の他より入り來ることは、寛文四年七月の達書に、『最前被仰出候人形廻し・をどり子、並他國の座頭・舞々、無故ものゝ宿かす義停止。』といふによつて防遏せられ、遂にその跡を消したと思はれる。

ゴエイドウ 五影堂 ゴエイ 石川郡山島郷に屬する部落。御影堂の義である。寶永誌に、この村に坊屋敷といふ地があつて、昔照圓寺があつたとし、加賀古跡志には今金澤西本願寺別院境内の照圓寺の舊地であるとする。

コエキセイギ 古易精義 一冊。新井白蛾著。此の書は八卦六十四卦口譯の秘本で、説卦の外傳として述べたものであるといふ。
コエキセイギシナン 古易精義指南 二冊。

新井白蛾著。此の書は毎卦六爻に分ち、變卦と兼合せて象意を盡くし、易學の辨用に備へんが爲に述べたものであるといふ。

コエキセイギダイゼン 古易精義大全 三冊。新井白蛾著。先に梓行した古易精義と、古易精義指南とを合巻として、更に上木したものである。

コエキタン 古易斷 内編十冊。安永四年新井白蛾著。初に易學の要領を記し、易經古今百家の傳註を輯め、その異同得失を辨じ、卦ごとに占の詞を附して、古易の蘊奥を示したもので、同五年上梓した。又外編十二冊も白蛾の著ではあるが、その易賢の後、文政四年曾孫新井直の刻削に附したものである。

コエキダンジゲン 古易斷時言 四冊。新井白蛾著。先に著した古易斷を取捨増補し、六十四卦三百八十爻に、悉く人事の吉凶占辭を付したものである。

コエキツウ 古易通 二十冊。新井白蛾著。古易に關する餘論で、著者の遺稿である。

コエト 越渡 トイ 鳳至郡櫛比庄に屬する部落。

ゴオウセキ 護應石 白山尾添口登路の麓、水の傍に在る。白山記に、『其汲水道右有一大石。高時往復有煩。爰號行神捕絶二有行人。汲彼水時石有煩。故以呪力加持之。金剛童子授此石。其石道邊有之。其後名護應石。上下向人見之手觸之願云。健金剛童子、御手、觸給石也。願爲得脫縁云々。御山靈驗殊勝、故、行人呪力莫大者歟。』と記する。

十二月越前府中龍泉寺より進山し、安永六年九月隱居、寛政二年二月廿九日遷化した。
ゴカオモテ 五ヶ表 ↓キムシロ 關筵。
ゴカク 五嶽 河北郡傳燈寺の住持で、虎哉と號した。性強悍にして夜中山行するも畏れず。後庭に群芳を植えて樂とし、禪餘思を風雅に留め、富田景周と親交があつた。
ゴガサキ 子ヶ崎 羽咋郡風戸の部落から南方の岬。
ゴカシヨウ 五箇庄 石川郡にも河北郡にも在つた。蓮如が文明三年七月十六日附の帖外御文に『文明第三災天のころ、加州加卜郡五ヶの庄の内かと云々。』とあるは河北郡であるが、室町家内書案永正二年十月九日附伊勢右京亮宛所のものに『料所加州五箇庄、依奉公之勞、止料所之號充行候。永可令領知者也。』とあるのは何れの郡とも判らぬ。
ゴカシヨウ 五ヶ庄 藩政時代に、金浦郷・湯涌郷・鞍月庄が石川・河北郡に跨るの、もと河北郡であつたものが、その一部の石川郡に屬した爲に、後世分かれたのであるが、この五ヶ庄の兩郡に在るのは地城互に接せぬから、初から同名別庄であらう。その石川郡の五ヶ庄には、大豆田・石坂中・増泉・糸田の五ヶ村があり、金澤の城下石坂町・千日町附近も、もとはこの庄の地城であつたと言はれる。又河北郡の五ヶ庄には才田・忠繩・北森下・今町・二日市・岸川・八幡・月影・梅田・觀法寺・岩出・堅田・深谷・四坊高坂・四王寺・福島・小野・地代・千・杉・鼓筒・向山・切山・小池・河原市・不動寺・梨・木・鳴瀬・宮野・朝日・牧・堀切・琴・上平・瀧下松根・中尾・常徳・松根・南千石・北千石・今泉・土子原・曲子原・竹又・東原臨原。